

災害発生時初動対応マニュアル

(風水害対応編)

～発災直前から発災後2日間程度～

令和7年4月

目次

1	総則	
(1)	風水害対応編の目的と位置づけ	1
(2)	風水害対応編の事象	1
(3)	風水害対応編の範囲	1
(4)	風水害の特徴	2
(5)	風水害対応の考え方	2
2	警戒レベル	2
3	避難情報発令の考え方	3
(1)	各段階の避難情報発令の考え方	3
(2)	避難情報解除の考え方	5
4	各段階での体制と災害応急対策	5
(1)	情報収集体制	7
(2)	災害警戒本部	7
(3)	災害対策本部	8
5	各体制での要員配置と主たる対応部署	15
6	職員の参集	15
(1)	参集方法	15
(2)	自主参集	16
(3)	交通経路途絶時の参集	16
7	その他	16

1 総則

(1) 風水害対応編の目的と位置づけ

「災害発生時初動対応マニュアル（風水害対応編）」（以下「マニュアル」という。）は、渋川市において台風や前線等の活発化による大雨や強風等の気象現象により生じる風水害発生時の職員による災害応急対策が、迅速かつ的確に遂行できることを目的としたものである。

災害発生時の応急対策業務は、日々の業務とは異なり経験したことのない判断を伴う業務や速さが求められる。マニュアルは、迅速に業務を処理するため簡潔に記載しておくことが最善ではあるものの、各業務の意義を理解していないと適切な業務遂行が行われないため、最低限の各種対応業務の目的や必要性、観点などについて記載する。

災害発生時に読んでいる時間はないので、平時に読み込み、各段階で「何をしなければならないか」、そして我々の想定を超える事象が発生することも十分あり得ることから、マニュアルに記載してある事項を超え対応しなければならないことも意識しておくことが重要である。

風水害対応の事象

(2) 風水害対応編の事象

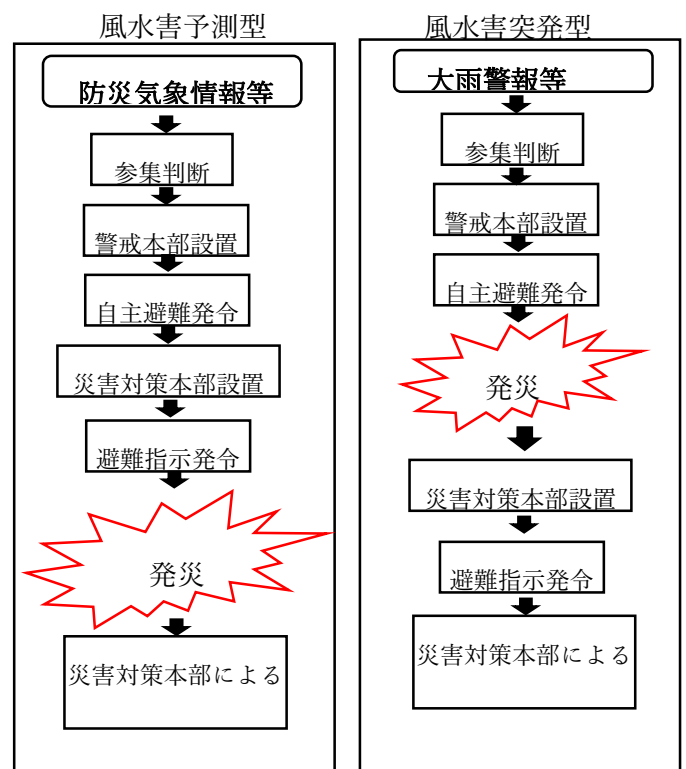
風水害対応の事象は、特徴により下記の2つの型に大別される。

ア 風水害予測型

防災気象情報等により災害発生前に体制を組むことが可能な台風等の事象

イ 風水害突発型

定量的予測が難しい前線の活発化等に伴う集中豪雨など、事前に体制を組むことができない事象



(3) マニュアルの範囲

台風等の風水害予測型は、本市に最接近する2日前頃から台風通過後の2日間程度の対応について記載する。

予測できない集中豪雨等の風水害突発型は、大雨警報等が発表され避難情報の発令から短時間で発災する事態での災害応急対策が軌道に乗るまでのおおむね2日間の対応について記載する。

甚大な災害発災後の3日目以降は、災害応急対策も軌道に乗り実施されるので、渋川市地域防災計画に基づき対応する。

(4) 風水害の特徴

風水害においては、雨が強く降り始める警戒段階から災害対策本部を設置する段階まで、時間の経過とともに現象が顕在化し徐々に災害の切迫度・深刻度が高まっていく特徴がある。段階的に発表される防災気象情報に記載されている雨量や風の量的予報や土砂災害現象のメカニズムは、現在の科学技術では精度の高い予測までは至っていない（以下「技術的限界」という。）ことを念頭に対応することが肝要である。

(5) 風水害対応の考え方

防災気象情報の技術的限界を踏まえ、最悪を想定して一回り大きな体制を組むことが重要である。過去の事例では、現象が悪化してしまってから体制強化を決断したことで、職員参集に時間を要し、応急対策が後手に回ってしまい迅速かつ的確な災害応急対策ができなかったことが教訓として示されている。災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定し判断・行動することが肝要である。

防災に携わる者として、最悪を想定し最初に大きく構え、そこから状況が良くなると緩和していく。様子を見てから広げるのではなく、最初に広げ段々縮めていくというのが防災対応の鉄則であり市民の命を守ることになる。

2 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生の危険度と、とるべき避難行動を、市民が直感的に理解するための情報である。避難に関する情報や防災気象情報等の防災情報を下記の5段階に分けて伝える。以下は、本市における警戒レベルと防災気象情報の関係と市の体制を関連付けた表である。

警戒レベルに応じた渋川市が発令する避難情報と体制				
警戒レベル	渋川市の避難情報等	トリガーとなるべき情報と判断		渋川市の体制
		土砂災害(短時間豪雨)	河川	
警戒レベル5	緊急安全確保	大雨特別警報(警戒レベル5相当) 大規模災害発生のおそれ	を受けて 総合的に判断	氾濫発生情報
~~~~〈警戒レベル4までに必ず避難!〉~~~~				災害対策本部
警戒レベル4	避難指示	土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当) 災害発生(中規模程度) 土砂災害前兆現象情報	を受けて 総合的に判断	
警戒レベル3	自主避難(含高齢者等避難)	大雨警報(警戒レベル3相当) を受けて総合的に判断		氾濫警戒情報 避難判断水位
警戒レベル2	—	大雨・洪水注意報(警戒レベル2)		氾濫注意情報
警戒レベル1	—	早期注意情報(警戒レベル1)		—

### 3 避難情報発令の考え方

市民は、テレビやインターネットを通じて気象情報を入手することは可能であるが、自らが所在する地域が実際に災害発生危険性が高まっているのかどうかを判断することは困難である。このため、市では地域住民に対して命を守るための避難行動をとる必要があることを訴えかけることが極めて重要であり、その周知手段が避難情報の発令である。

本市に対し今後の降雨により気象庁から重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報（警報）、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに発表される土砂災害警戒情報及び河川の増水による氾濫等で命を守る行動をとらなければならない情報を入手した場合は、今後の気象現象の推移を勘案して避難情報を発令し、命を守る行動に必要な情報を提供するとともに、対象となる災害に対し市民の命を守る選択肢として、指定緊急避難場所への避難を可能とする体制を整えることは市として当然の責務である。

また、上記情報以外で市長が必要と認めたときも避難情報を発令し必要に応じた体制をとる。

特に、暗くなってから大雨警報等が発表される可能性がある場合は、明るいうちの避難行動を促す必要がある。

なお、本市では、警戒レベル3のキーワードは「自主避難」を用いている。国が定めている「高齢者等避難」は、主に高齢者のみを対象として受け取られやすく、一方で「自主避難」は災害リスクのあるところの居住者で高齢者に限らず、気象現象や災害等に不安を持っている方にも避難を促す言葉として、本市では従来から用いており市民になじみのある言葉でもあることから、このキーワードを用いる。

#### （1）各段階の避難情報発令の考え方

市は、気象状況及び被害の発生状況に応じ、市長の総合的判断の下で以下の避難情報を発令する。

##### ア 自主避難

気象警報はいまだ発表されていないものの、社会的に関心の高い事象（台風等）で、過度な報道発表等による市民の不安や暗くなってからの避難情報を発表する可能性がある場合の避難行動に配慮し、明るいうちに「自主避難」を発令する。「自主避難」は、時間の経過とともに「警戒レベル3 自主避難」に引き上げる可能性が極めて高く、対象災害リスク地域の居住者や、高齢者等の独り住まい等で不安のある人は、早めに避難し安心してもらうことを目的とし発令するものである。

##### イ 警戒レベル3 自主避難

###### （ア）土砂災害

土砂災害に対しては、気象庁の大雨警報（土砂災害）の発表を受け、土砂災害危険度分布（キキクル）の「警戒」が示されている地区を対象に総合的判断※1の上で発令する。避難の対象者は、発令対象地区の土砂災害警戒区域の居住者を対象とする。

※1 土砂災害の総合的判断：気象庁の土砂災害危険度分布で「警戒」が示されている地区に民家がなく、土石流渓谷が含まれていない場合は避難情報を見合わせる。また、大雨警報（土砂災害）の発表基準には達したものの短時間で降水現象が止む、又は弱まることが明確である場合も避難情報の発令は見合わせる。

#### （イ）洪水災害

洪水災害に対しては、小河川に発表される洪水警報は状況を見て総合的判断※2の上で発令する。ただし、利根川や吾妻川（以下「主要河川」という。）に近く、傾斜が緩やかになった小河川で氾濫の可能性がある避難判断水位等の予測情報を入手した場合は、主要河川からの逆流も視野に「警戒レベル3自主避難」の発令も検討する。

また、群馬県リアルタイム水害リスク情報システムや気象庁の洪水警報危険度分布の予測値を用い、洪水災害発生可能性がある場合は危機管理型水位計の水位を確認しつつ、避難時間を考慮し「警戒レベル3自主避難」の発令を検討する。

※2 洪水災害の総合的判断：急傾斜の小河川は急激な降雨でたちまち氾濫する。氾濫した水は、急傾斜で水位が高くならず急速に流れ下るので、家屋が倒壊する災害の可能性は低いと考えられる。一方、氾濫した水は道路に集まり、道路が川のようになることが多い。水深が浅くても流れが速く注意が必要である。このような状況下で屋外へ避難することは、かえって危険であり自宅の安全なところに避難することも選択肢の一つである。これらの状況を勘案し傾斜地の小河川で洪水警報が発表（洪水警報危険度分布で赤や紫が表示）された場合は、見合わせることも視野に検討する。

### エ 警戒レベル4 避難指示

#### （ア）土砂災害

土砂災害の発生や土砂災害警戒情報の発表を受け、土砂災害危険度分布の「非常に危険」又は「極めて危険」が示されている地区を対象に降雨の状況及び今後の推移等を総合的判断※3の上で、土砂災害警戒区域及びその周辺の居住者を対象に「警戒レベル4 避難指示」を発令する。

※3 土砂災害の総合的判断：土砂災害危険度分布で「非常に危険」又は「極めて危険」が示されている地区に民家がなく、土石流渓谷が含まれていない場合は避難情報を見合わせる。また、土砂災害警戒情報発表基準には達したものの、短時間で降水現象が止むことが明確である場合も避難情報の発令は見合わせる。

#### （イ）洪水災害

洪水災害に対しては、中小河川の越流や破堤による「外水氾濫」と、主要河川の水位が高くなり支川や下水道から水があふれる「湛水型の内水氾濫」（主要河川から支川への逆流によるものや、人為的な水門閉鎖によるものを含む）を対象に、広域に発

生する可能性がある場合に総合的判断※4の上で「警戒レベル4避難指示」を発令する。

※4 洪水災害の総合的判断：主要河川に近い傾斜が緩やかになった中小河川で、氾濫の可能性のある氾濫危険水位等の予測情報を入手した場合は、主要河川からの逆流も考慮し、群馬県リアルタイム水害リスク情報システムや、気象庁の洪水警報危険度分布の予測値と実況値である水位計（危機管理型水位計を含む）の水位を確認しつつ、避難時間を考慮し「警戒レベル4避難指示」の発令を検討する。

## オ 警戒レベル5緊急安全確保

### （ア）土砂災害

土砂災害が広域又は市内の数箇所で発生し、多数の人的被害の発生した場合又はその可能性がある場合に、「警戒レベル5緊急安全確保」を発令する。

### （イ）洪水災害

洪水災害は、主要河川の氾濫等により浸水想定区域が広域に浸水した場合又はその可能性がある場合に「警戒レベル5緊急安全確保」を発令する。

## （2）避難情報解除の考え方

大雨警報（土砂災害）の解除は、雨の現象が止まり、又は弱まり、土壌雨量指数が基準値以下になった場合としており、解除までには時間を要する。市内の雨の現象は地形等の影響も受けることから土壌雨量指数の動向は各土砂災害判定メッシュ情報※5で異なり、全域一括しての解除となると時間がかかる。したがって、今後の雨の心配がない場合で、土砂災害の危険性が低くなった地区（土壌雨量指数が基準値以下）から順次解除する。洪水災害に伴い発令した避難情報対象地区は、天気が回復した後に水位が上昇する主要河川特有の可能性も視野に、水位の状況を十分確認しつつ解除する。

※5 土砂災害判定メッシュ情報：土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を1kmメッシュごとに階級表示した情報である。日本国内の陸上を対象に、地表面を約1km四方の領域に分けて、それぞれの領域で計算されている。

## 4 各段階での体制と災害応急対策

災害発生のおそれのある警戒期から発災後2日程度（災害応急対策初動期）での災害発生の深刻度により、災害対策本部の段階に応じた体制と実施すべき災害応急対策の概要について示す。

風水害を対象とした段階に応じた体制と実施すべき災害応急対策の概要

体 制	実施すべき対策の概要
情報収集体制	<p>台風や局地的大雨等により、本市に災害が発生する可能性がある気象現象が予想された場合に設置する。</p> <p>防災気象情報等を入手し、本市への影響を分析評価し、必要に応じて所属長に情報共有する。</p>
災害警戒本部	<p>情報及び分析評価により災害が発生するおそれがあると判断した場合は、災害警戒本部を設置する。</p> <p>市民の避難行動に配慮し、「自主避難」又は「警戒レベル3 自主避難」を発令する。発令対象地区住民へ自主避難の発令周知と、自主防災組織の会長（自治会長）及び対象地区公民館関係者へ指定緊急避難場所の開放等を連絡。</p>
災害対策本部	<p>災害の発生又は災害が発生する可能性が高いと市長が判断した場合は、災害対策本部を設置する。</p> <p>「警戒レベル4 避難指示」を発令するとともに、発令対象地区の住民への周知と、自主防災組織の会長（自治会長）及び対象地区公民館関係者へ指定避難所の開設等を連絡。また、災害の規模に応じて以下のとおり4段階の体制で対応する。</p>
小規模体制	<p>小規模な土砂災害など局地的な災害の発生又は発生が予想される場合の体制。</p> <p>発令対象地区に指定避難所を開設。</p>
中規模体制	<p>中小規模の土砂災害による数名の人的被害や、小河川の内水氾濫による十数軒を超える床上浸水被害の発生又は発生が予想され、複数の地区に「警戒レベル4 避難指示」を発令する場合の体制。</p> <p>人的被害が発生した場合は、発生地区の行政センターに現地災害対策本部を設置。</p>
大規模体制	<p>中小規模の土砂災害により数名を超える人的被害や、外水氾濫により数十軒を超える床上浸水被害の発生又は発生が予想され、多数の地区に「警戒レベル4 避難指示」を発令する場合の体制。</p> <p>人的被害が発生した場合は、発生地区の行政センターに現地災害対策本部を設置。被害の状況に応じて「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令。</p>
特別体制	<p>大規模の土砂災害により十数名を超える人的被害や主要河川の外水氾濫により百軒を超える床上浸水被害の発生など国や県等の支援が入る事態もしくは予想される場合の体制。</p> <p>発生地区の行政センターに現地災害対策本部を設置。被害の状況に応じて「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令。</p>

## (1) 情報収集体制

前橋地方気象台から発表される防災気象情報等に基づき、台風や局地的大雨等により渋川市に災害が発生する可能性がある場合に、情報収集体制を設置する。本市への影響を分析評価し、職員の危機意識や参集への心構えを高めるために、所属長を通じて情報共有し全庁的に防災体制に備える。情報収集体制は危機管理課職員で対応する。防災情報の不確実性を考慮しつつ、前橋地方気象台と緊密に情報共有を行う。

主な対応業務は以下のとおりである。(別表を参照)

気象情報等の情報収集と監視及び市内への影響評価	
情報収集会議(災害対応実働班長(部局長)との情報共有)	
市民向け注意喚起情報提供(市のホームページ等)	

## (2) 災害警戒本部

前橋地方気象台から発表される早期注意情報(警報級の可能性)や、警報に切り替える可能性が高い注意報を分析評価し、市内に災害が発生するおそれがあると判断した場合は、災害警戒本部を設置するとともに、「自主避難」又は「警戒レベル3自主避難」を発令する。発令した避難情報は、防災行政無線や市ホームページ、渋川ほっとメール、市公式LINE等を用いて市民に周知する。

また、避難する市民に指定緊急避難場所を開放する。指定緊急避難場所の開放に当たり、発令した対象地区の自主防災組織の会長(自治会長)及び対象地区公民館関係者へ開放の連絡を行う。

主な対応業務は以下のとおりである。(別表を参照)

<b>災害警戒本部設置・運営</b>	「渋川市災害警戒本部設置要綱」参照
・気象情報等の情報収集、監視及び市内への影響評価	
・災害対応情報収集・分析体制確立	「災害情報対応マニュアル」参照
・報道機関等への問い合わせ対応	「報道対応マニュアル」参照
・市民等からの問い合わせ対応	「災害情報対応マニュアル」参照
<b>避難情報発令準備</b>	
・発令対象地区の選定	
・市長への自主避難発令承認	
<b>事前連絡</b>	
・関係担当班長(部長)への事前連絡	
・対象地区の公民館避難所開放事前通知	
・対象地区自治会長への事前通知	
<b>避難情報発令</b>	
・対象地区の公民館避難所開放	
・市民への周知	「災害情報対応マニュアル」参照
・県への報告	「災害情報対応マニュアル」参照

### (3) 災害対策本部

災害の発生又は災害が発生する可能性が高いと市長が判断した場合は、災害対策本部を設置するとともに「警戒レベル4避難指示」を発令する。発令した避難情報は、防災行政無線や市ホームページ、渋川ほっとメール、市公式LINE等を用いて市民に周知する。

また、避難する市民のために指定避難所を開設する。指定避難所の開設に当たり、発令した対象地区の自主防災組織の会長（自治会長）及び対象地区公民館関係者へ開設の連絡を行う。

的確な災害応急対策を実施するために、災害対策に関する情報を災害対策本部に一元的に集約するとともに、災害発生時の多量な情報流入に備え、災害対策本部の情報収集及び情報の重要度を解析する体制を強化し対応する。

特に重要度（緊急度）に応じた「情報トリアージ」を行い、生命及び身体の安全を守ることを最優先した災害対策本部の意思決定に資する情報収集分析体制を構築する（詳細は災害情報対応マニュアル参照）。加えて、被害の状況に応じて精度の高い被害情報を収集する仕組みの「緊急被害現地調査チーム」を編成し、迅速な被害情報の収集に努める（詳細は緊急被害現地調査マニュアルを参照）。

なお、災害の規模に応じて以下のとおり4段階の体制で対応する。

## ア 小規模体制

小規模の土砂災害の発生（人的被害なし）、内水氾濫により数軒の床上床下浸水など、局地的な災害の発生及び発生が予想される場合の体制とする。がけ崩れ等による道路の損壊や、道路の冠水等の軽度な交通障害や、家屋への局地的な浸水害等への対応を想定し、主な対応業務は以下のとおりである。（別表を参照）

<b>災害対策本部設置・運営・資料作成</b>	「渋川市災害対策本部条例」「渋川市災害対策本部設置要綱」を参照
・参集要員規模の承認	
・オペレーションルーム設営・運営	
・気象情報等の情報収集、監視及び市内への影響評価	
・災害対応情報収集・分析体制確立	
・市民等からの問い合わせ対応	「災害情報対応マニュアル」参照
・情報収集整理解析担当配置	
・報道機関等への問い合わせ対応	「報道対応マニュアル」参照
・状況に応じて消防団との連携	「災害情報対応マニュアル」参照
・迅速な被害情報の収集体制構築	「緊急被害現地調査マニュアル」参照
・道路等の被害状況収集	
<b>避難情報発令準備</b>	
・発令対象地区の選定	
・指定避難所開設選定	
・市長への警戒レベル4発令承認	
<b>事前連絡</b>	
・関係担当班長（部局長）への参集職員の要請	
・対象地区の指定避難所管理者事前通知	
・対象地区自治会長への事前通知	
<b>避難情報発令</b>	
・指定避難所開設運営職員派遣（自治会との共同運営）	
・市民への避難情報周知	「災害情報対応マニュアル」参照
・県への報告	「災害情報対応マニュアル」参照

## イ 中規模体制

小規模体制を超える対応が求められる事態で、中小規模の土砂災害により数名の人的被害が発生した場合や、内水氾濫により十数軒を超える床上浸水被害の発生及び発生が予想される場合の体制とする。

また、複数の地区に「警戒レベル4 避難指示」を発令する場合も、指定避難所開設支援職員派遣を考慮し本体制とする。

なお、特に人的被害が発生した場合は、迅速かつ臨機応変な人命救助や二次災害防止の観点で現地災害対策本部を設置し、災害規模に応じて各業務に対応する職員を増員させる。

主な対応業務は以下のとおりである。

<b>災害対策本部設置・運営・資料作成</b>	「渋川市災害対策本部条例」「渋川市災害対策本部設置要綱」を参照
・参集要員規模の承認	
・オペレーションルーム設営・運営	
・気象情報等の情報収集、監視及び市内への影響評価	
・災害対応情報収集・分析体制確立	
・市民等からの問い合わせ対応	「災害情報対応マニュアル」参照
・情報収集整理解析担当配置	
・報道機関等への問い合わせ対応	「報道対応マニュアル」参照
・状況に応じて消防団との連携	「災害情報対応マニュアル」参照
・迅速な被害情報の収集体制構築	「緊急被害現地調査マニュアル」参照
・道路等の被害状況収集	
<b>避難情報発令準備</b>	
・発令対象地区の選定	
・指定避難所開設選定	
・市長への警戒レベル4 発令承認	
<b>事前連絡</b>	
・関係担当班長（部局長）への参集職員の要請	
・対象地区の指定避難所管理者事前通知	
・対象地区自治会長への事前通知	
<b>避難情報発令</b>	
・指定避難所開設運営職員派遣（自治会との共同運営）	
・市民への避難情報周知	「災害情報対応マニュアル」参照
・県への報告	「災害情報対応マニュアル」参照
<b>人的災害発生</b>	
現地災害対策本部を設置（対象地区の行政センター）	「現地災害対策本部マニュアル」を参照
・現地災害対策本部との緊密な連携の確保	「現地災害対策本部マニュアル」を参照
・災害対策本部に関係機関ブース設置と緊密な連携の確保	

## ウ 大規模体制

中規模体制を超える対応が求められる事態で、中小規模の土砂災害により数名を超える人的被害が発生した場合や、中小河川の内水・外水氾濫により数十軒を超える床上浸水被害の発生及び発生が予想される場合の体制とする。また、多数の地区に「警戒レベル4 避難指示」を発令する場合も指定避難所開設運営職員派遣を考慮し本体制とする。

特に多数の人的被害が発生した場合は、自衛隊の支援も視野に県と調整する。また、災害が多発で発生した場合は、情報の錯そうや市民等からの問合せの急増を視野に、職員を増員する。多点の現地災害対策本部の設置を想定した人材を参集させる。

また、災害規模に応じて各業務に対応する職員を増員させる。

主な対応業務は以下のとおりである。（別表を参照）

<b>災害対策本部設置・運営・資料作成</b>	「渋川市災害対策本部条例」「渋川市災害対策本部設置要綱」を参照
・参集要員規模の承認	
・オペレーションルーム設営・運営	
・気象情報等の情報収集、監視及び市内への影響評価	
・災害対応情報収集・分析体制確立	
・市民等からの問い合わせ対応	「災害情報対応マニュアル」参照
・情報収集整理解析担当配置	
・報道機関等への問い合わせ対応	「報道対応マニュアル」参照
・状況に応じて消防団との連携	「災害情報対応マニュアル」参照
・迅速な被害情報の収集体制構築	「緊急被害現地調査マニュアル」参照
・道路等の被害状況収集	
<b>避難情報発令準備</b>	
・発令対象地区の選定	
・指定避難所開設選定	
・市長への警戒レベル4 発令承認	
<b>事前連絡</b>	
・関係担当班長（部局長）への参集職員の要請	
・対象地区の指定避難所管理者事前通知	
・対象地区自治会長への事前通知	
<b>避難情報発令</b>	
・指定避難所開設運営職員派遣（自治会との共同運営）	
・市民への避難情報周知	「災害情報対応マニュアル」参照
・県への報告	「災害情報対応マニュアル」参照
<b>人的災害発生</b>	
現地災害対策本部を設置（対象地区の行政センター）	「現地災害対策本部マニュアル」を参照

・現地災害対策本部との緊密な連携の確保	「現地災害対策本部マニュアル」を参照
・災害対策本部に関係機関ブース設置と緊密な連携の確保	
<b>人的災害発生（2箇所目）</b>	
現地災害対策本部を設置（複数の地区の場合、各地区の行政センター）	「現地災害対策本部マニュアル」を参照
指定避難所開設選定	
指定避難所開設運営職員派遣（自治会との共同運営）	
現地災害対策本部と災害対策本部間の緊密な連携の確保	
<b>状況に応じて</b>	
状況に応じて「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令	
国土交通省への支援要請検討	
県連絡員と自衛隊災害派遣も視野に緊密な連携の確保	

## エ 特別体制

大規模体制を超える対応が求められる事態で、大規模の土砂災害により十数名を超える人的被害や、主要河川の外水氾濫により百軒を超える床上浸水被害の発生など、甚大な被害が発生し国等の支援を求める事態又は予想される場合の体制とする。発生地区の行政センターに現地災害対策本部を設置。被害の状況に応じて「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令。

また、災害規模に応じて各業務に対応する職員を増員する。

主な対応業務は以下のとおりである。（別表を参照）

災害対策本部設置・運営・資料作成	「渋川市災害対策本部条例」「渋川市災害対策本部設置要綱」を参照
・参集要員規模の承認	
・オペレーションルーム設営・運営	
・気象情報等の情報収集、監視及び市内への影響評価	
・災害対応情報収集・分析体制確立	
・市民等からの問い合わせ対応	「災害情報対応マニュアル」参照
・情報収集整理解析担当配置	
・報道機関等への問い合わせ対応	「報道対応マニュアル」参照
・状況に応じて消防団との連携	「災害情報対応マニュアル」参照
・迅速な被害情報の収集体制構築	「緊急被害現地調査マニュアル」参照
・道路等の被害状況収集	
<b>避難情報発令準備</b>	
・発令対象地区の選定	
・指定避難所開設選定	
・市長への警戒レベル4 発令承認	
<b>事前連絡</b>	
・関係担当班長（部局長）への参集職員の要請	
・対象地区の指定避難所管理者事前通知	
・対象地区自治会長への事前通知	
<b>避難情報発令</b>	
・指定避難所開設運営職員派遣（自治会との共同運営）	
・市民への避難情報周知	「災害情報対応マニュアル」参照
・県への報告	「災害情報対応マニュアル」参照
<b>人的災害発生</b>	
・現地災害対策本部を設置（対象地区の行政センター）	「現地災害対策本部マニュアル」を参照
・現地災害対策本部との緊密な連携の確保	「現地災害対策本部マニュアル」を参照
・災害対策本部に関係機関ブース設置と緊密な連携の確保	
<b>人的災害発生</b>	
現地災害対策本部を設置（複数の地区の場合、各地区の行政センター）	「現地災害対策本部マニュアル」を参照

指定避難所開設選定	
指定避難所開設運営職員派遣（自治会との共同運営）	
現地災害対策本部と災害対策本部間の緊密な連携の確保	
状況に応じて「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令	
国土交通省への支援要請検討	
県連絡員と自衛隊災害派遣も視野に緊密な連携の確保	
<b>被害の状況に応じて</b>	
増設指定避難所（学校等の施設）選定	
増設指定避難所運営職員派遣（自治会との共同運営）	
状況に応じて「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令	
国土交通省への支援要請	
県連絡員に自衛隊災害派遣要請	
救援物資や義援金受入れ調整	
ボランティア対応	
県庁に設置される非常現地災害対策本部（政府）へのリエゾン派遣	
県連絡員と応急対策職員派遣の調整	
公共交通機関運行情報等の把握及び広報	

## 5 各体制での要員配置と主たる対応部署

### 別表を参照

所属長等は、災害発生時に自らの所属が実施すべき事項について、平時から職員に十分な説明を行い理解させておく。

別表に示したものは、想定される災害への対応であり、他の災害応急対策対応が求められることも十分あり得ることを念頭に余裕のある要員で対応する。

なお、記載している主たる所属は、あくまでも目安であり、参集職員の状況に応じて、災害対策本部が他の所属からの応援職員対応を指示することもある。

また、甚大な被害により災害応急対策職員の対応時間が長時間に及ぶ場合は、災害対策本部で全庁的な人員を対象に交代要員を確保し、職員の健康管理等に十分配慮する。（職員の継続対応時間は13時間を目安）

## 6 職員の参集

風水害は、不確実ながらもあらかじめ体制がとれることが多いため、要員配置を割り当てられた所属長等は、事前に参集対象職員へ参集依頼を行い、職員参集に遅れがないよう体制を整えておく。参集場所は、所属の勤務場所とする。また、風水害突発型の発生等で緊急に参集依頼がある可能性のあることも機会を捉え説明し、理解を得ておくこと。

所属長等から参集依頼の事前説明を受けた職員は、今後の気象情報等に留意し参集依頼に備える。気象現象の推移によっては、事前説明のシナリオとは異なった状況に推移していくことがあるので、所属長等へ自発的に連絡を取り合うことが重要である。

特に、対象災害リスク内の地域に居住している職員は、本人の参集後に家族が避難しなければならない最悪の事態も想定し、事前に家族内で防災対応について十分話し合い、家族の身の安全を確保する。加えて、自宅周辺の人たちへ職員本人が参集しなければならないことについて理解を求め、最悪の事態には共助の支援を受けられる環境を平時から整えておくことが肝要である。

参集時の服装は、作業服等の安全で活動しやすい服装とする。携帯品は、軍手、タオル、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ、カップ等必要な用具をリュックサック等に入れて参集する。

なお、風水害突発型に備え平常時から準備をしておくこと。

### (1) 参集方法

参集指示を受けた場合は安全確保に十分に配慮しつつ、速やかに参集を行う。消防団員を兼ねる職員は、原則、市業務を優先する。

なお、顕著な現象が発生している状況下における参集には、参集経路の災害リスクを考慮し、迂回等により安全を確保する。

参集途中において知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後直ちに災害対策本部等に報告する。本報告は調査しながらの参集を意味するものではなく、迅速な参集を第一とした範囲内での、把握した情報を報告するものである。

参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、状況を所属長等に報告し、対応について指示を求める。その後、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、消防や警察等の救助実働機関へ通報し、援助を求めるなど適切な対応を行う。

参集できない場合には、所属の管理職に理由、連絡先、連絡方法を知らせる。

## (2) 自主参集

風水害による自主参集のケースは少ないと考えられるが、災害の発生又はそのおそれがある場合には、所属長等に連絡し指示を受ける。所属長等と連絡がとれない場合には自己判断により参集する。

## (3) 交通経路絶時の参集

所属の勤務場所に参集できないと判断した場合は、所属の管理職に連絡し参集場所の指示を受ける。所属の管理職に連絡できない場合は、近隣の行政センター等に参集し、参集場所での上席者の指示に従い応急対策活動に従事する。

## 7 その他

職員本人又は家族・家屋が被災した場合は、負傷や家屋の損壊の程度に応じ応急手当を実施するとともに、状況を所属長等に連絡し参集の可否も含め、今後の対応等について相談する。報告を受けた所属長等は速やかに人事課長へ報告する。



避難情報	体制	班	活動場所	対応業務	必要人数	対象所属(支援)	特別職	市民生活部	行政センター	総務部	総合政策部	福祉部	こども健康部	農政部	商工観光部	建設交通部	上下水道局	教育部	会計課	議会事務局	健康福祉部	消防団			
警戒レベル3自主避難及び自主避難発令	災害警戒本部(警戒体制)	警戒本部会議	庁議室	災害警戒本部会議(連絡員の同行可)	※1 17名	会議運用(統括班) + 気象監視班	副市長 教育長	危機管理監 部長			部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	局長	部長	会計管理 者	局長	部長			
		気象監視班		気象情報等の情報収集と監視及び法川市内への影響評価	3名	気象防災アドバイザー + 2名		3																	
		オペ統括班		本部の統括、資料作成・議事録作成	3名	危機管理係長 + 2		危機管理係長 + 2																	
		情報分析班	危機管理課 打合せスペース	災害関連情報収集分析体制(市民からの問合せ対応含む)	6名 + 柱	災害情報対応マニュアル参照		危機管理係員 + 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
		情報発信班		Lアラート、防災行政無線等の情報発信	2名	DX推進課						2													
		報道対応班		HP、SNS及び報道機関対応	2名	報道対応マニュアル参照							2												
		自治会連絡班	各執務室	対象地区自治会長への事前通知・情報共有連携	※1 14名	市民生活部、行政センター(対象地区)	※1 14名	4		※1 5×2															
		避難所班	対象地区公民館	対象地区の公民館避難所開放(11公民館を想定)	※1 22名	対象地区公民館	※1 22名													※1 22					
				計	70	2	14	10	2	6	1	1	2	1	2	1	1	1	1	24	1	1	1	1	

※1 状況によって人数は変動する。

※2 人員に兼務有り

避難情報	体制	班	活動場所	対応業務	必要人数	対象所属(支援)	特別職	市民生活部	行政センター	総務部	総合政策部	福祉部	こども健康部	農政部	商工観光部	建設交通部	上下水道局	教育部	会計課	議事事務局	監査委員事務局	消防団			
警戒レベル4避難指示発令	災害対策本部(小規模体制)	災对本部会議	本庁舎第一会議室	災害対策本部会議・運営	33名	会議運用(統括班)+気象監視班	市長 副市長 教育長	危機管理監 部長 +連絡員		部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+副団長1名		
		議事録作成班		2名	災对本部運営マニュアル参照																				
		災对本部設営班		災害対策本部設営(大会議室) 本庁舎内動線規制	※2 12名	※2 5	災对本部運営マニュアル参照				※2 5	※2 2													
		オペ統括班		オペレーションルーム内の統括	3名+柱		危機管理係長+3名		危機管理係長+3名																
		気象監視班		気象情報等の情報収集と監視及び注川市内への影響評価	3名		気象防災アドバイザー+2名(総務課)		アドバイザー																
		資料作成班		会議資料作成	2名		災对本部運営マニュアル参照				2														
		電話対応班		災害関連情報収集(市民からの問合せ対応含む)	10名+柱		災害情報対応マニュアル参照		危機管理係員+5		5														
		情報分析班		災害関連情報分析	3名		災害情報対応マニュアル参照																		
		情報連絡班		情報連絡員の派遣(ライフライン対応)	7名		災对本部運営マニュアル参照		1			1	1												
		情報発信班		Lアラート、防災行政無線等の情報発信	2名		総合政策部					2													
		報道対応班		HP、SNS及び報道機関対応	4名		報道対応マニュアル参照					4													
		自治会連絡班		対象地区自治会長への事前通知と情報共有・連携	※1 10名		市民生活部、行政センター(対象地区)		4	※1 3×2															
		避難所班		避難指示地区公民館避難所要員(11公民館を想定)(1カ所:4名)	※1 44名		教育部(対象地区公民館)							※1 5						※1 4×11					
		避難所班		避難指示地区市有施設避難所担当(1施設を想定)(1カ所:5名(うち保健師1名))	※1 5名		福祉部																		
		物資輸送班		避難所への災害備品配布	4名		物資輸送マニュアル参照					4													
		緊急被害現地調査チーム		災害関連情報収集体制	20名		緊急被害現地調査マニュアル参照					3			7		4				3		1	1	
				計	154				3	19	6	17	13	7	9	4	4	6	4	4	50	2	2	3	2

※1 状況によって人数は変動する。

※2 人員に兼務あり。

避難情報	体制	班	活動場所	対応業務	必要人数	対象所属(支援)	特別職	市民生活部	行政センター	総務部	総合政策部	福祉部	こども健康部	農政部	商工観光部	建設交通部	上下水道局	教育部	会計課	議会事務局	監査委員事務局	消防団			
警戒レベル4避難指示エリア拡大発令	災害対策本部(中規模体制)	災対本部会議	本庁舎第一会議室	災害対策本部会議・運営	33名	会議運用(統括班)+気象監視班	市長 副市長 教育長	危機管理部長 +連絡員			部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	局長+連絡員	団長+副団長1名		
		議事録作成班		災対本部会議議事録作成	2名	災対本部運営マニュアル参照					2														
		災対本部設営班		災害対策本部設営(大会議室)本庁舎内動線規制	※2 12名	災対本部運営マニュアル参照			※2 5		※2 5	※2 2	※2 2												
		オペ統括班		オペレーションルームの統括	4名	危機管理係長+3名			危機管理係長+3																
		気象監視班		気象情報等の情報収集と監視及び法川市内への影響評価	3名	気象防災アドバイザー+2名			アドバイザー			2													
		資料作成班		会議資料作成	2名	災対本部運営マニュアル参照						2													
		電話対応班		災害関連情報収集(市民からの問合せ対応含む)	10名+柱	災害情報対応マニュアル参照			危機管理係員+5			5													
		情報分析班		災害関連情報分析	3名	災害情報対応マニュアル参照														1					
		情報連絡班		情報連絡員の派遣	7名	災害情報対応マニュアル参照				1		1	1							1					
		情報発信班		Lアラート、防災行政無線等の情報発信	2名	総合政策部							2												
		報道対応班		HP、SNS及び報道機関対応	5名	報道対応マニュアル参照							5												
		自治会連絡班		避難拡大地区自治会長への事前通知と情報共有・連携	※1 10名	市民生活部、行政センター(対象地区)				※1※2 4 3×2															
		現地災対	対象地区行政センター	1箇所目の災害応急対策 現地災害対策本部長：副市長	10名+柱	現地災害対策本部マニュアル参照			※2 副市長	地域消防係長							2								
		避難所班	対象避難所	避難指示地区市有施設避難所担当(1施設を想定)(1カ所：5名(うち保健師1名))	※1 44名	教育部(対象地区公民館)														※1 4×11					
		避難所班	対象避難所	避難指示地区市有施設避難所担当(1施設を想定)	※1 5名	福祉部								※1 5											
		物資輸送班		新たに指定した避難所への災害備品配布	6名	物資輸送マニュアル参照							6												
		緊急被害現地調査チーム		災害関連情報収集体制	20名	緊急被害現地調査マニュアル参照						3			7			4			3	1		1	1
				計	164		3	20	8	17	16	7	9	6	6	6	6	6	4	50	2	2	3	3	2

※1 状況によって人数は変動する。

※2 人員に兼務あり。

避難情報	体制	班	活動場所	対応業務	必要人数	対象所属(支援)	特別職	市民生活部	行政センター	総務部	総合政策部	福祉部	こども健康部	農政部	商工観光部	建設交通部	上下水道局	教育部	会計課	議会事務局	議会委員事務局	消防団				
警戒レベル4避難指示エリア拡大発令	災害対策本部(大規模体制)	災害対策本部会議	本庁舎第一会議室	災害対策本部会議	33名	会議運用(統括班) +気象監視班	市長 副市長 教育長	危機管理監 部長 +連絡員		部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	部長+連絡員	局長+連絡員	団長+副団長1名			
		議事録作成班		災害対策本部会議議事録作成	2名	災害対策本部運営マニュアル参照					2															
		災害対策本部設置班		災害対策本部設置(大会議室)本庁舎内動線規制	※2 12名	災害対策本部運営マニュアル参照			※2 5		※2 5	※2 2														
		オペ統括班		オペレーションルームの統括	3名+柱	危機管理係長+3名			危機管理係長+3																	
		気象監視班		気象情報等の情報収集と監視及び茨川市内への影響評価	3名	気象防災アドバイザー+2名			アドバイザー			2														
		資料作成班		会議資料作成	2名	災害対策本部運営マニュアル参照						2														
		電話対応班		災害関連情報収集(市民からの問合せ対応含む)	10名+柱	災害情報対応マニュアル参照			危機管理係員+5			5														
		情報分析班		災害関連情報分析	3名	災害情報対応マニュアル参照										1			1							
		情報連絡班		情報連絡員の派遣	7名	災害情報対応マニュアル参照						1							1							
		情報発信班		Lアラート、防災行政無線等の情報発信	2名	総合政策部																				
		報道対応班		HP、SNS及び報道機関対応	5名	報道対応マニュアル参照																				
		自治会連絡班		避難拡大地区自治会長への事前通知と情報共有・連携	※1 10名	市民生活部、行政センター(対象地区)				※1※2 3×2																
		現地災対①		1箇所目の災害応急対策	10名+柱	現地災害対策本部マニュアル参照		※2 副市長	地域消防係長		5						2									
		現地災対②		2箇所目の災害応急対策	10名+柱	現地災害対策本部マニュアル参照			部長 ※2 安全安心係長		5						2									
		避難所班		避難指示地区公民館避難所要員(1.1公民館を想定)	※1 44名	教育部(対象地区公民館)														※1 4×11						
		避難所班		避難指示地区市有施設避難所担当(2施設を想定)	※1 10名	福祉部								※1 5×2												
		物資輸送班		新たに指定した避難所への災害備品配布	6名	物資輸送マニュアル参照																				
		建設交通班		主要道路土砂崩れ啓蒙等の応急対策	10名	建設交通部												10								
		緊急被害現地調査チーム		災害関連情報収集体制	20名	緊急被害現地調査マニュアル参照						3				7		4						1	1	
				計	186		3		21	10	17	16	12	9	8	6	18	4	50	2	2	3	2			

※1 状況によって人数は変動する。

※2 人員に兼務あり。

避難情報	体制	班	活動場所	対応業務	必要人数	対象所属(支援)	特別職	市民生活部 危機管理監 部長 + 連絡員	行政センター	総務部 部長+ 連絡員	総合政策部 部長+ 連絡員	福祉部 部長+ 連絡員	こども健康部 部長+ 連絡員	農政部 部長+ 連絡員	商工観光部 部長+ 連絡員	建設交通部 部長+ 連絡員	上下水道局 局長+ 連絡員	教育部 部長+ 連絡員	会計課 会計 管理者	議会事務局 局長+ 連絡員	健康福祉部 局長+ 連絡員	消防団 団長+ 副団長1 名				
警戒レベル5緊急安全確保発令	災害対策本部(特別体制)	災对本部会議	本庁舎第一会議室	災害対策本部会議・運営	33名	会議運用(統括班)+気象監視班	市長 副市長 教育長	危機管理監 部長 + 連絡員			部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	部長+ 連絡員	局長+ 連絡員	部長+ 連絡員	局長+ 連絡員	局長+ 連絡員	局長+ 連絡員				
		議事録作成班		災对本部会議議事録作成	2名	本部運営マニュアル																				
		災对本部設置班		災害対策本部設置(含む大会議室) 本庁舎内動線規制	※2 12名	災对本部運営マニュアル 参照			※2 5			※2 5	※2 2													
		オベ統括班		オベレシヨンルームの統括	3名+柱	危機管理係長+3名			危機管理係長 +3																	
		気象監視班		気象情報等の情報収集と監視及び渋川市内への影響評価	3名	気象防災アドバイザー +2名			アドバイザー																	
		資料作成班		会議資料作成	2名	本部運営マニュアル参照																				
		電話対応班		災害関連情報収集(市民からの問合せ対応含む)	18名+柱	災害情報対応マニュアル 参照			危機管理係員 +13			5														
		情報分析班		災害関連情報分析	3名	災害情報対応マニュアル 参照																				
		情報連絡班		情報連絡員の派遣	7名	災害情報対応マニュアル 参照			1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		情報発信班		Lアラート、防災行政無線等の情報発信	2名	総合政策部							2													
		報道対応班		HP、SNS及び報道機関対応	5名	報道対応マニュアル参照							5													
		自治会連絡班		避難拡大地区自治会長への事前通知と情報共有・連携	※1 10名	市民生活部、行政センター(対象地区)			※1※2 3×5	4																
		現地災対①		1箇所目の災害応急対策 現地災害対策本部長・副市長	10名+柱	現地災害対策本部マニュアル参照			※2 副市長	地域消防係長							2	2								
		現地災対②		2箇所目の災害応急対応 現地災害対策本部長・市民生活部長	10名+柱	現地災害対策本部マニュアル参照				部長※2 安全安心係長	5						2	2								
		避難所班		避難指示地区公民館避難所要員(1公民館を想定)	※1 44名	教育部(対象地区公民館)																				
		避難所班		避難指示地区市有施設避難所担当(3施設を想定)(5名(うち保健師1名)×3)	※1 15名	福祉部																				
		物資輸送班		避難所への災害備品配布	14名	物資輸送マニュアル参照							10										1	1	1	1
		建設交通班		主要道路土砂崩れ啓開等の応急対策と交通規制	20名	建設交通部												20								
		緊急被害現地調査チーム		災害関連情報収集体制	20名	緊急被害現地調査マニュアル参照						3			7		4						1	1	1	1
				被災状況に応じた義援金・ボランティア対応の検討	2名	福祉部								2												
				計	228		3		29	19	17	20	19	9	8	6	28	4	50	3	3	4	4	2		

※1 状況によって人数は変動する。

※2 人員に兼務あり。